≪認定証（限度額認定証）の登録早見表≫　平成30年8月改正対応

	自己負担限度額（高額療養費算定基準額） ≪計算方法≫・入院、外来別　・医療機関ごと　・保険者ごと					4回目以降（多数回該当） ・過去12ヶ月以内に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給時に多数回該当になる場合		備考
	限度額適用認定証 または 限度額適用・標準負担額減額認定証	公費の種類	受給者番号欄 ※全角入力	レセプト 特記事項	高額療養費の自己負担限度額 入院・外来ごと	公費の種類	多数回該当時の 自己負担限度額	
70歳未満	適用区分　ア	【966高額アイ】	ア	26区ア 限度額越えに関係無く記載	252，600円＋（医療費－842，000円）×1%	【965高額4回目】	140，100円	【公費入力について】 ・受給者番号欄の1文字目は所得区分（ア～オ）を全角入力します。 →受給者番号欄は全て全角にしてください。 【開始日について】 ・適用期間開始日は1日を登録してください。 ・月途中の保険変更後分から高額療養費を適用する場合、主保険の開始日に合わせてください。 ・月途中で保険変更があり引き続き高額療養費を適用する場合、追加登録する必要はありません。（両方の保険に高額療養費が適用されます。） 【多数回該当】 ・適用期間開始日は1日を入力してください。 ・966または967マスタの適用期間は切らないでください。
	適用区分　イ	【966高額アイ】	イ	27区イ 限度額越えに関係無く記載	167，400円＋（医療費－558，000円）×1%	【965高額4回目】	93，000円	
	適用区分　ウ	【967高額ウエオ】	ウ	28区ウ 限度額越えに関係無く記載	80，100円＋（医療費－267，000円）×1%	【965高額4回目】	44，400円	
	適用区分　エ	【967高額ウエオ】	エ	29区エ 限度額越えに関係無く記載	57，600円	【965高額4回目】	44，400円	
	適用区分　オ	【967高額ウエオ】 ＋ 【低所得者2】	オ	30区オ 限度額越えに関係無く記載	35，400円	【965高額4回目】	24，600円	

	自己負担限度額（高額療養費算定基準額） ≪計算方法≫・入院、外来別　・医療機関ごと						4回目以降（多数回該当） ・過去12ヶ月以内に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給時に多数回該当になる場合		備考
	限度額適用・標準負担額減額認定証 ≪非課税世帯（低所得者Ⅰおよび Ⅱ）のみ≫	公費の種類	受給者番号欄 ※全角入力	レセプト 特記事項	外来	入院	公費の種類	多数回該当時の 自己負担限度額	
70歳以上（後期高齢者含む）	現役並み 区分Ⅲ（3割）	なし	なし	26区ア 限度額越えに関係無く記載	252，600円＋（医療費－842，000円）×1%		【965高額4回目】	140，100円	【月途中の保険変更について】 ★後期高齢者の場合 ・月途中保険変更時の自己負担限度額は、変更前後を通算して1月の自己負担限度額を限度として徴収します。 ★前期高齢者の場合 ・月途中で国保、または社保に変更となった場合、その変更前後の保険者ごとに自己負担限度額まで一部負担金を徴収します。 ・月途中に同保険者で負担割合が変更になった場合、それぞれ計算をします。（まれなケース） ・月途中で保険変更があり、引き続き高額療養費を適用する場合、追加登録する必要はありません。（両方の保険に高額療養費が適用されます） 【※1について】 年間（毎年8月1日～翌年7月31日）の合計額が上限を超えた場合、 償還払いとなります。
	現役並み 区分Ⅱ（3割）	【946高齢者現役】	2	27区イ 限度額越えに関係無く記載	167，400円＋（医療費－558，000円）×1%		【965高額4回目】	93，000円	
	現役並み 区分Ⅰ（3割）	【946高齢者現役】	1	28区ウ 限度額越えに関係無く記載	80，100円＋（医療費－267，000円）×1%		【965高額4回目】	44，400円	
	一般（1割または2割） ＊2割は昭和19年4月2日以降の生まれの方	なし	なし	29区エ 限度額越えに関係無く記載	18，000円 年間上限 144,000円 ※1	57，600円	【965高額4回目】	44，400円	
	区分Ⅱ（1割または2割） ＊2割は昭和19年4月2日以降の生まれの方	【低所得者2】	なし	30区オ 限度額越えに関係無く記載	8，000円	24，600円	多数回該当なし（対象外）	多数回該当なし（対象外）	
	区分Ⅰ（1割または2割） ＊2割は昭和19年4月2日以降の生まれの方	【低所得者1】	なし	30区オ 限度額越えに関係無く記載	8，000円	15，000円	多数回該当なし（対象外）	多数回該当なし（対象外）	

限度額適用認定証
（国保用サンプル）

限度額適用・標準負担額減額認定証
（後期高齢者用サンプル）

限度額適用認定証
（７０歳未満：社保用サンプル）

４回目以降（多数回該当）
入力例）平成２７年２月１日から多数回該当にあたる場合
注）９６７高額（ウエオ）の適用期間は切らないでください。

負担者番号	公費の種類	受給者番号	適用期間		
	967 高額ウエオ		H27. 1. 1	～	9999999
	965 高額４回目		H27. 2. 1	～	9999999
				～	

Copyright (C) 2018 SOFTTEX CO. ,LTD. All Rights Reserved.